産業建設常任委員会資料

議案第８９号　　都市安全部　道路政策課

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料１　　宝塚市公共事業評価委員会の概要

１．目的

国土交通省所管公共事業の事業者である市長は、国土交通省の「再評価及び事後評価実施要領」に基づき、事業採択後又は、再評価実施後に５年間が経過した時点で継続又は未着工の事業を、事業の必要性に関する視点、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替え案立案等の可能性の視点などで再評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うこととされています。

ついては、再評価等にあたり、専門性、公正性を担保するため、知識経験者等の第三者の意見を求める諮問機関として宝塚市公共事業評価委員会を設置するものです。

２．経緯

地方公共団体が実施する国土交通省所管公共事業については、平成２２年度に創設された、社会資本整備総合交付金に移行したことにより、補助金交付事業に対して実施していた「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づく再評価の実施は不要となりました。

一方、平成２３年度国土交通省事務連絡により、「住宅市街地総合整備事業」は再評価等の対象となっています。

本市は、平成７年に本市が計画策定した、「宝塚市震災復興地区(仁川)住宅市街地総合整備事業」において、「独立行政法人都市再生機構等が実施する仁川団地建替事業」や「都市計画道路　競馬場高丸線　整備事業」などが事業継続しているため、適宜、事業再評価を行う必要があります。

前回は平成２６年度に事業評価審議委員会を開催し、本事業の再評価を行っていますが、５年を経過し、改めて再評価を行なう予定です。

併せて、従来、要綱に基づき設置した「宝塚市事業評価審議委員会」について、諮問機関であることを鑑み、これを機に条例で、「宝塚市公共事業評価委員会」を設置するものです。

なお、今後、国土交通省所管の公共事業に対して、事業評価等が必要な場合は本委員会で対応します。

３．予定

令和元年１１月に市民委員１名を公募

令和２年１月　　第１回宝塚市公共事業評価委員会に市及び機構が説明

令和２年３月　　第２回宝塚市公共事業評価委員会で意見を取りまとめ

令和２年３月　　宝塚市公共事業評価委員会から市へ答申

４．今年度対象事業（評価事業）

宝塚市震災復興地区（仁川）住宅市街地総合整備事業　　（再評価）

（裏面に続く）

５．委員数

７名（必要に応じ臨時委員を置く）

知識経験者　　５名　　（法学、交通計画、建築、生活環境、環境デザイン　など）

市内の公共的

団体等の代表者　１名　　（産業関係　など）

市民公募委員　　１名

他市の状況

	兵庫県	神戸市	芦屋市	西宮市	川西市
知識経験者	5	6	6	6	5
その他	5	1	2	－	－
公募	0	0	0	－	－
委員定数	１０人	１０人以内	８人以内	上限６人	５人以内